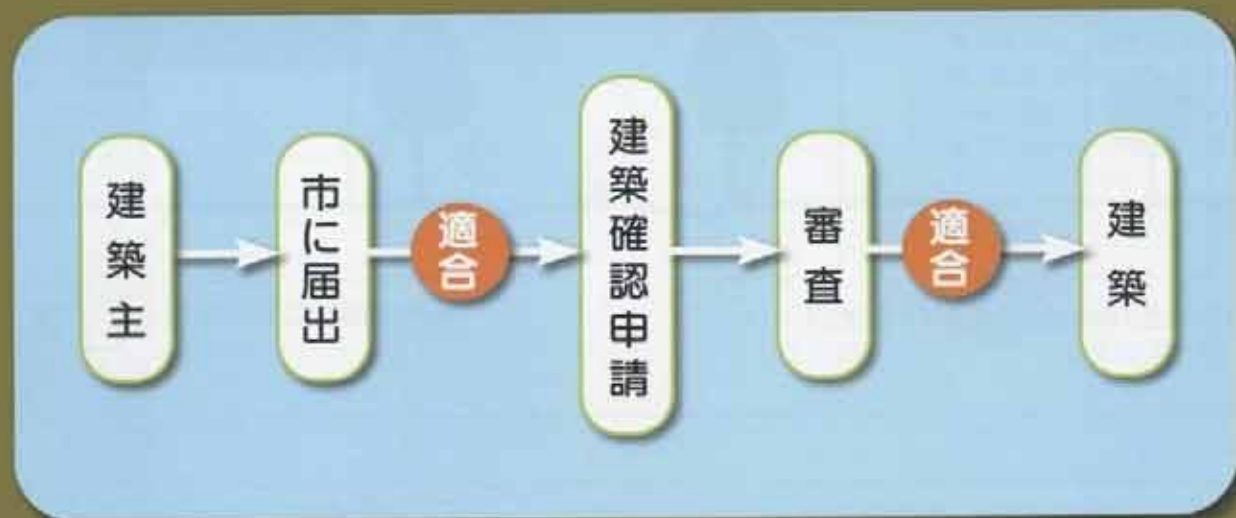


## 届出勧告制度について

建築物の建築や開発行為などを行おうとする場合には、30日前までに、これらの計画について市に届出が必要となります。



まちづくりルールについてのお問い合わせは

西尾市役所 都市計画課・建築課  
TEL.56-2111

HPアドレス <http://www.city.nishio.aichi.jp/>

# Tsukushigaoka



●●● まちづくりルール ●●●

## つくしが丘 地区

潤いのある  
快適なまちづくりを  
めざして



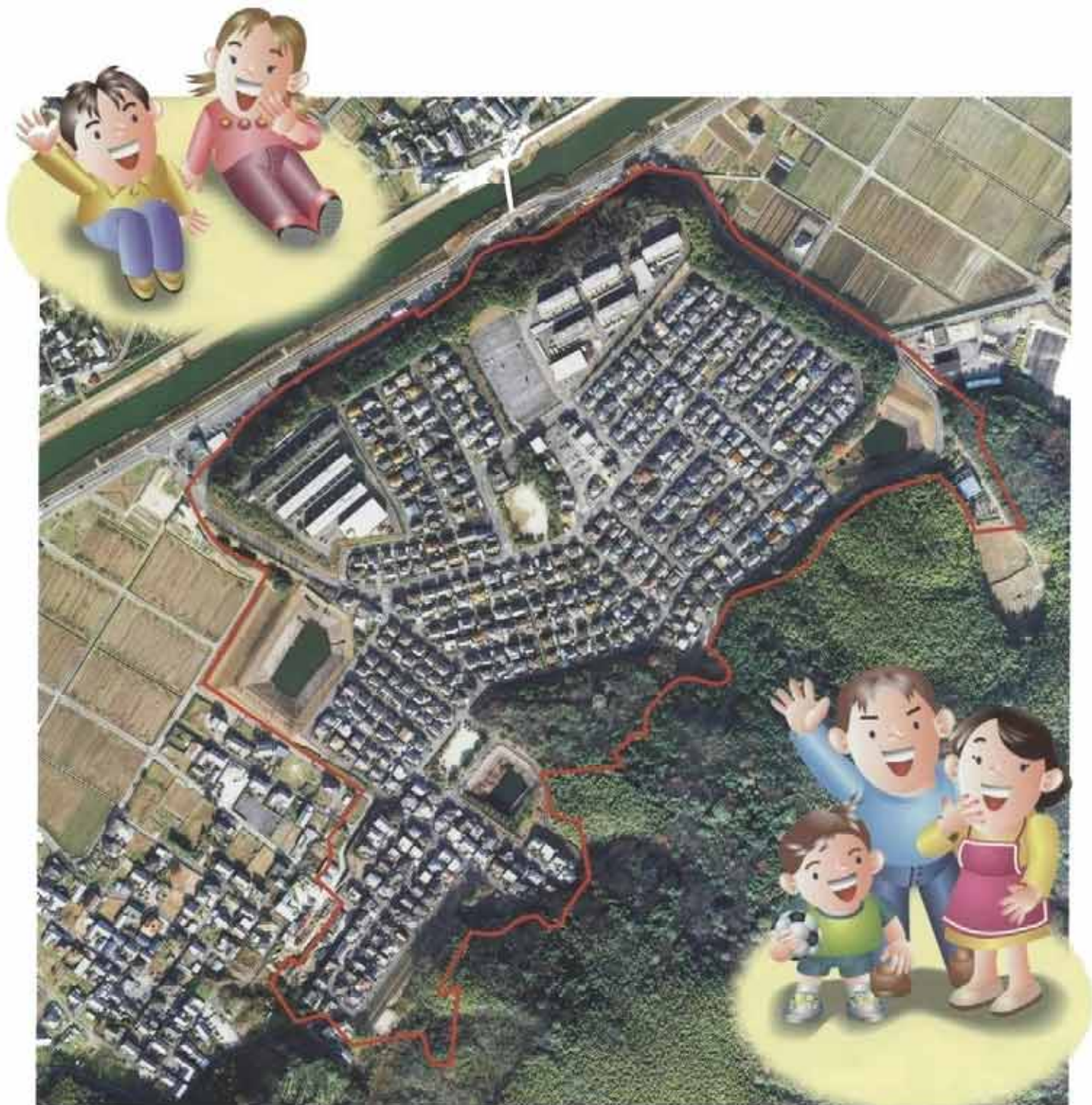
西尾市



# 魅力あるまちをつくるため、地区計画を定め、みんなで守っていきます。

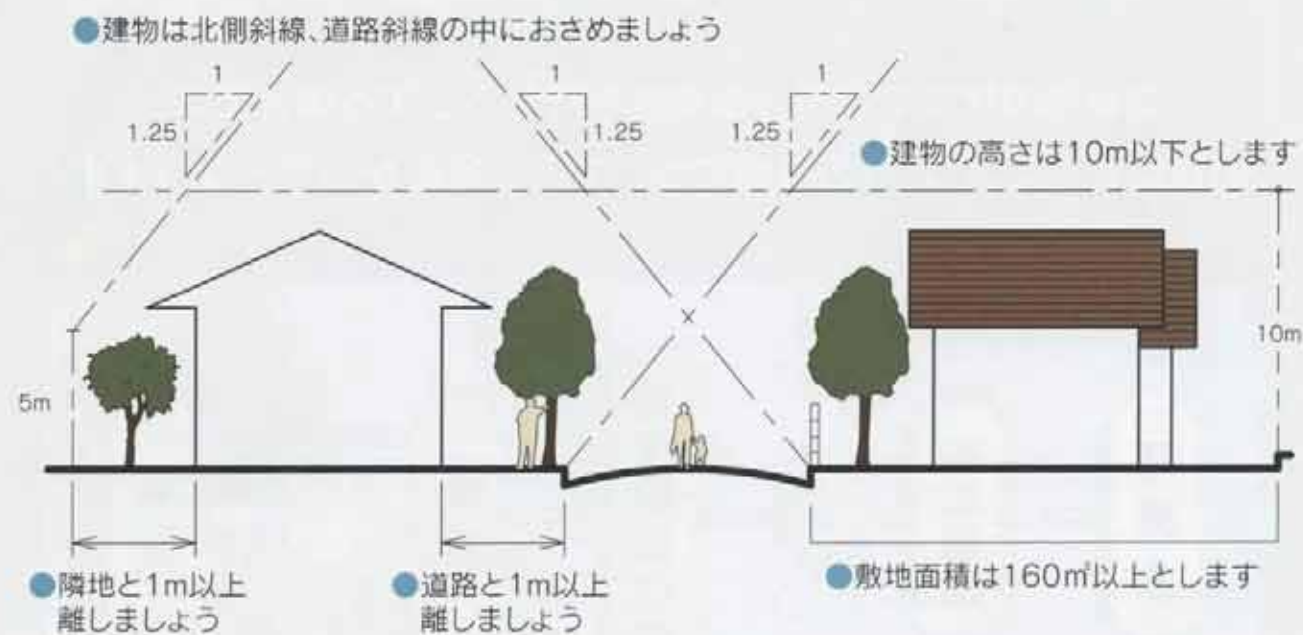
つくしが丘地区は、愛知県企業庁が適正な宅地の配置、建築の規模、用途等について一定の配慮により、均衡のとれた街並みの確保を図るため開発されました。

現在、良好な住宅地としての環境が維持され今後とも住宅地としての利用が見込まれる区域であり、建築物等の規制を行い郊外住宅地としての良好な居住環境を保全するため、地区計画を定め、潤いのある快適なまちづくりをめざします。



## A 地区 低層住宅地

建物用途、容積率、最低敷地面積、壁面の位置、建物高さが決まっています。



## B 地区 中高層住宅地

建物用途、容積率、建物高さが決まっています。

## C 地区 小規模店舗・住宅地

建物用途、容積率、最低敷地面積、建物高さが決まっています。

